

令和 8 年 2 月 16 日
国立大学法人宇都宮大学

研究活動の不正行為に関する調査結果について

1. 経緯

令和 7 年 9 月 26 日、本学公益通報窓口に対し、本学が発表した論文に対する研究不正（虚偽記載）に関する通報があり、同日付で研究活動における不正行為に係る告発として受けた。

宇都宮大学における研究活動の不正行為に係る調査等に関する取扱内規に基づき予備調査を実施し、その結果に基づき本調査委員会が設置され、4 回に亘って本調査委員会を開催し調査結果が報告された。

2. 本調査の概要

(1) 調査対象

① 調査対象論文（被告発論文）

「競技プログラミングにおける生成 AI の進展と課題」

宇都宮大学国際学部研究論集 2025 第 60 号、63–77

② 調査対象者

宇都宮大学国際学部 教授 倪 永茂

(2) 告発の概要

調査対象論文は、競技プログラミングにおける生成 AI の能力を検証するため、実際に行われているプログラム・コンテストの過去問として公開されているコンテストにバーチャル参加（過去問を解いて、リアルタイムの本番コンテストでの成績を追体験する参加方式）して成績等のデータを収集したとしている。しかし、実際には本番のコンテストに参加してデータを収集した可能性が高く、虚偽記載の疑いがある。また、本番コンテストにおいては生成 AI の利用を禁止しており、コンテスト規約に違反する不正行為である。

(3) 調査委員会の構成（※は外部有識者）

(委員長) 横田 和隆 職名 宇都宮大学理事（学務・情報・総務・財務担当）

(委 員) 伊藤 正実※ 職名 群馬大学研究・産学連携推進機構教授

(委 員) 横山 幸子※ 職名 横山法律事務所 弁護士

(委 員) 吉永 努※ 職名 電気通信大学大学院情報理工学研究科
情報・ネットワーク工学専攻 教授
(委 員) 伊藤 聰志 職名 宇都宮大学工学部教授
(委 員) 大島 透 職名 宇都宮大学社会共創・情報部長

(4) 調査委員会開催状況

令和7年11月19日	本調査委員会設置
令和7年11月28日	委員会開催（第1回）
令和8年1月8日	委員会開催（第2回）
令和8年1月16～20日	委員会（メール会議）開催（第3回）
令和8年1月28日	委員会開催（第4回）
令和8年2月2日	調査結果の報告

(5) 調査の観点

- ・論文記載内容と実際のデータ収集方法の食い違い
- ・コンテスト規約違反の有無
- ・虚偽記載の故意性
- ・調査対象者のアカウント、コンテストで使用したプログラムの検証

(6) 調査手順・方法・内容

- ・論文記載内容と実際のデータの収集方法の食い違い
調査対象論文では、コンテスト終了後バーチャル参加によって研究データを収集したとの記載となっているが、これが事実であるかどうかについて被告発者の証言を得るとともに客観的なデータによって裏付けた。
- ・外部コンテスト規約違反の有無
調査対象論文では、データの収集は、生成AIにより自動生成したプログラムをアップロードする形で行ったとしており、そのとおりであるなら生成AIの利用を禁止する規約に違反している。このことについて、論文データ収集当時のコンテスト規約と被告発者の証言によって確認した。
- ・虚偽記載の故意性
リアルタイムのコンテストにおいて、意図的に規約違反を犯して生成AIで作成したプログラムを使用したのは事実であるのか、そうであるならその動機は何か、さらに規約違反を隠して論文を記述したことを認めるか、被告発者の証言を得た。
- ・被告発者のアカウント・プログラム提出実態の検証
コンテストにおいて、被告発者が使用していたアカウントの活動記録（ログ）、コンテストにおいて提出したプログラム等を被告発者及び告発者から提供されたデータ

との突合により検証した。

3. 調査結果

被告発者及び告発者に対するヒアリング、並びに両者から提出された資料を突合し、精査した結果、以下の事実を認定する。

(1) 認定した不正行為の種別

- ・研究活動上の不適切な行為：虚偽記載
- ・研究者倫理からの逸脱が甚だしいもの：不適切な研究データの収集

「宇都宮大学研究活動における不正行為に関する取扱規程」第2条第2項第3号

(2) 不正行為に係る研究者

「不正行為に関与した者」として認定した研究者

倪 永茂 宇都宮大学国際学部（教授）

(3) 認定した研究（論文）

論文名：「競技プログラミングにおける生成AIの進展と課題」

宇都宮大学国際学部研究論集 2025 第60号、63-77

(4) 研究に使用した経費

倪教授が執行可能な経費を調査した結果、直接関係する経費の支出は認められなかった。

(5) 不正行為の具体的内容、結論と判断理由

①不正行為の具体的な内容

調査対象論文では、検証実験において5回のコンテストにバーチャル参加（コンテスト終了後に過去問として公開されている問題に疑似解答し、リアルタイム参加していたらどのくらいの成績だったかを追体験する形式）してデータ（コンテストの得点、順位、所要時間）を収集したとの記載がある。しかし、このうち3回のコンテストについてはリアルタイムで参加してデータを収集していたことを研究者自身が認め、かつ告発者により提供された資料で裏付けられたため、虚偽の記載であることが認められた。

また、コンテストの規約では、リアルタイム参加での生成AIの使用を禁止しているが、研究者はそれを承知の上で故意に生成AIにより作成したプログラムによって解答し、不正に成績や順位のデータを取得していた。これはコンテストの規約違反であり、公平性を基盤とするコンテスト全体の信頼を損なう悪質な行為であつ

て、本学が定める研究者等の行動規範で求めている「常に正直、誠実に判断、行動する」研究者の姿勢に反し研究者倫理を甚だしく逸脱している。

②不正行為の影響の範囲

研究者は、故意に生成 AI によって作成されたプログラムを使ってコンテストに参加したが、それは、生成 AI の能力を測定し、その結果を考察して論文化することを意図したものであり、コンテストで顕著な成績を収めたり、コンテスト結果を論文執筆以外で自己の利益を得るために利用することを意図したわけではなかったと供述しており、本調査委員会の調査でもそのような行為は確認されなかった。また、論文に記された結果を研究資金の獲得に利用することを意図したわけではなかった。

研究者は、当該論文の発表前及び発表後に、関連する研究内容についての論文投稿や口頭発表は行っておらず、また今後もその予定はなかった。したがって今回認定した研究不正行為は当該論文のみに限定される。

③対外的責任

先に認定したように、本件の不正は公開で実施されているコンテストの規約違反であり、公平性を基盤とするコンテスト全体の信頼を損なう悪質な行為であって、その責任は大きい。

④研究データの信頼性（1）

研究者は、コンテストの得点、順位、所要時間をデータとして収集し、当該論文に記載したが、これらについてデータの改ざん、捏造は認められなかった。

⑤研究データの信頼性（2）

当該論文には、生成 AI によるプログラム作成に関する解説と評論が述べられている。それらには一次資料が存在するか、研究者本人の考察によるものであり、捏造ではないと認めるが、出典元の一次資料の一部には、論文末の参考文献リストに記載されていないものがあり、盗用や剽窃とまでは言えないものの、学術論文の記述としては不適切である。

⑥その他

本調査の過程において研究者から、ログイン履歴、アップロードしたプログラムコード、コンテストの成績、生成 AI に入力したプロンプトなどの提出を求めたが、コンテスト主催者によるアカウントの停止や、生成 AI の仕様の関係を理由に提出されなかった。本学の「研究データ等の保存及び開示の方法等に関する取扱要領」では、研究データの保存期間を、当該研究の発表から 10 年間を原則とするということから、本事案のように研究データの管理を他者に依存することは、研究成果の事後検証という点から不適切であったと言わざるを得ない。

4. 調査結果を踏まえた措置

(1) 論文の取り下げ勧告

不正行為を認定した論文については、本学より倪教授に取り下げを勧告するものであるが、既に本人により、令和7年12月3日付で当該研究論集の編集を所管する学内委員会に論文取り下げの申し出があり、本調査結果により取り下げが確定する。

(2) 処分の検討

倪教授に対し、本学就業規則に基づき処分を検討する。

5. 不正行為の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

倪教授に対するヒアリングなどから、競技プログラミング・コンテストにおける生成AIの能力を、より実態に近い形で評価したいという意識が先走り、研究者としての行動規範を逸脱したものと考えられる。

また、当該論文は単著論文であり、研究室も倪教授のみで構成されていることから、他の研究者のチェックが入りにくく状況であった。加えて、研究データの不適切な管理などからも、研究者としての見識を欠いていたと言わざるを得ない。

(2) 再発防止策

以下の点について、全学の会議等において全教職員に周知徹底する。

- ・「宇都宮大学における研究者等の行動規範」及び「宇都宮大学研究活動における不正行為に関する取扱規程」等の遵守
- ・研究倫理教育の継続的実施と受講の徹底
- ・「研究データ等の保存及び開示の方法等に関する取扱要領」及び「宇都宮大学研究データ管理・公開ポリシー及び同解説」の遵守